

システムに登録する医師へのお願い(案)

- ①“在宅医必須置き薬”に含まれる品目はそれぞれの診療所で在庫し、原則として院内で対応する
- ②処方の際して、処方医は当番薬局に直接電話をかけ、処方せんが発生したことを伝える
- ③原則として(すべての薬局が在庫する)“緊急薬剤一覧”にある薬剤の中から処方する
- ④その他の薬剤については、当番薬局の在庫で対応可能な範囲で医師と薬剤師が相談し対応する
- ⑤調剤にあたり処方せん原本が必要であるため、原則として臨時往診に基づき対応する